

農林水産局関係審査

- 1 期 日 平成20年10月15日（水）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 松浦幸男
副委員長 田川寿一、高橋雅洋
委員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、
高木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、門田峻徳、
砂原克規、中本隆志、蒲原敏博
- 4 欠席委員 委員 松岡宏道
- 5 出席説明員
[会計管理局]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長
[農林水産局]
農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、
農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林
整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長
- 6 付託事件 平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件
平成19年度広島県公営企業決算認定の件
- 7 報告事項
[農林水産局]
(1) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
(2) 平成19年度決算総括表（特別会計）
(3) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書
(4) 平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書における留意改善を要する事項について
- 8 会議の概要
(1) 開会 午前10時30分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答
質疑に先立ち、農林水産局長が平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書の留意改善を
要する事項について、次のとおり報告した。
○農林水産局長 一般会計の平成19年度農林水産業費の繰越額は、9億9,300万円余で
あり、18年度の16億600万円余に対して61.9%となっております。災害復旧費、
特別会計を含めた農林水産局全体で見ますと、対前年22億5,200万円余の減少でご
ざいます。このうち、平成19年度において、災害復旧費を除く繰越額は、県営事業
で、対前年7億7,000万円余減少し、6億2,100万円余となり、また、団体営事業
につきましては、1,900万円余減少し、3億7,200万円となっております。

県営事業につきましては、今後とも、事業の進行管理を徹底し、年度内に事業を完了させることで事業効果が早期に発現されますよう、繰越額を抑制するとともに、やむを得ず繰り越したものにつきましても、早期に事業完了するよう、計画的な事業執行に努めてまいります。

また、団体営事業の繰越額につきましては、ほぼ前年と同額であることから、事業主体である市町に対し、より一層、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

○質疑（岩下委員） J A S法による食品の産地表示に関してお伺いしたいと思います。

さきの産地の偽装などの不祥事が相次いでおり、消費者の食品の安全に対する不信・不安が非常に高まっている時期だと思っております。

そこで、先ほど御説明のありました主要施策の成果に関する説明書の103ページにある食の安全・安心の確保の項目についてお尋ねいたします。

その中ほどにあります食品表示指導・監視事業について、小売店調査延べ617回に対して指導件数が364件と、非常に多いと感じられるわけですが、その中で原産地表示に対する指導件数は何件ほどあるのか、また、例えば生鮮食品に限ると、店舗数に対して何%になるか、お伺いしたいと思います。

○答弁（農業技術課長） 原産地表示に対する指導件数ですが、本県では生鮮食品の表示につきましては、名称と原産地の表示についてワンセットで指導を行うようにしております。

名称あるいは原産地ごとに区分した取りまとめは行っておりませんので、原産地のみの指導件数については集計できておりません。

次に、生鮮食品の店舗数に対する指導の割合ですが、指導件数364件中、生鮮食品に対する指導件数は295件で、店舗調査617回に対する指導の割合は48%となっております。

○質疑（岩下委員） 生鮮食品の原産地適正表示法に関して、平成19年度の農林水産省の調査結果を見ますと、全国では83.4%が適正であった、中四国では少し悪いのですが、82.9%であったと報告されております。これから見ますと、内容は全く同じではないのですが、48%と、非常に残念な結果のように思いますので、そういった現状をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○答弁（農業技術課長） 適正表示率についてですが、本県の生鮮食品の適正表示率は48%を差し引きますと52%となります。全国及び中国地方と比べるとかなり下回っているというものでございます。これは、国は県をまたがる大きなチェーン店、量販店を調査の主な対象にしております。それに対しまして、県は営業、そして事業所なり工場が県内に限定されるものを対象にしております。地元スーパーや個人商店、産地で設置されております農産物の直売所などが対象になっております。こういった小規模店舗が多いため、ふなれであったり、認識不足が原因で適正な表示を行っている店舗の割合が低いものと考えております。

今後、食品の安全・安心を確保するために適正な表示が行われるように、食品パトロールなどを徹底してまいりたいと考えております。

○質疑（岩下委員） 先ほどの答弁に少し違和感を持つのですが、農林水産省の出している調査のもとになる食品表示のウォッチャーという制度があって、それで実際に実施されているようなのですが、その中で、調査対象はデパート、スーパー、コンビニエンスストア、それから食料品の専門店、その他といったような区分に分かれておまして、当然、スーパーが数としては非常に多いわけですが、先ほどのお話のような小さなコンビニエンスストアとか食料品専門店も含まれている。そういったコンビニエンスストアや食料品専門店で見ても、そんなに悪いパーセントではないといった調査結果が出ております。そういった意味で、広島県は余りいい状況ではなく、表示の適正化に当たっては、事業者自身の意識の向上が非常に大切であるというふうに考えられます。

そこで、講習会を開催されているようですが、まず、33回の開催件数、それから開催場所、受講対象者への呼びかけといったようなものは、適切であったと考えられるのか、もしその辺の依拠があればお聞かせいただきたいと思っております。

○答弁（農業技術課長） 平成19年度に開催しました食品表示に関する講習会は33回で、その内訳は保健所単位で実施しているものが10回、生産者団体の単位で実施したものが19回、それと、食品関係団体や事業者の単位で開催したものが4回となっております。

受講者の呼びかけについては、それぞれの団体から会員の皆様に集まっておき、できるだけ多くの方が参加できるように努力しております。

県としての評価ですが、食品を扱う事業者や農業者など幅広い業種の方を対象に講習会を開催しておりますし、県内各地で実施しているということで、食品表示制度の正しい理解に一定の成果を上げているものと考えております。

参加者数で見ても、19年度は全体で1,400人余りと、前年とほぼ同数ということでもあります。

○要望（岩下委員） さまざまな階層に対しての講習ということで行われているようですが、結果を見ると、なかなか浸透し切れていないという部分があり、そういった部分については、今後さらに改善をしていく必要があると思っておりますので、質問という形ではなく、要望という形でお願ひしたいと思います。

○質疑（高木委員） 広島県では、新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の中で、担い手として集落法人を位置づけられました。その設立の推進に強力で当たっていただいております、現在140法人を超えるところまで来たと同っております。年度内には200までということであろうかと思っております。

昨今の農業情勢は、非常に厳しいものがあって、集落法人を立ち上げれば、それでやっていけるという状況ではないと認識しておりますし、県の皆さんもそうだと

うと思います。

そうした中であって、集落法人の経営の高度化という取り組みを 19 年度にされております。その中で、園芸及び畜産の導入ということで、延べ 50 法人においてキャベツ、アスパラガス、肉用牛等を含めて、いろいろな新しい取り組みをされておりますが、果たしてこれが集落法人の経営の役に立ったのか、また、うまくいったのかどうか、やらない方がよかったというような結果があったのか、そこら辺の状況につきましてお伺いしたいと思います。

○答弁（農業活性化推進課長） 集落法人におきます高収益作物の導入につきましては、主要施策の成果に関する説明書の 86 ページにもございますが、平成 19 年度の実績では、ここに掲げてございます作物以外にも含めましてキャベツやアスパラガス、ブドウなどの園芸品目が延べ 46 法人で 34 ヘクタール、また広島牛につきましては、11 法人で 28 頭の導入にとどまるなど、いまだ不十分な状況でございます。しかしながら、従事者の減少と、高齢化による脱退が進んでおりますので、本県の大きな産地にとりましては、集落法人は新たな担い手として期待が高まっているところでございます。

また、集落法人自身におきましても、こうした作物に取り組むことによりまして、集落内の労働力の有効活用とか、生産技術の向上などが図られ、後継者の確保に結びつく事例も生まれてきている状況でございます。

○質疑（高木委員） 集落法人について、その組織に携わる人たちというのは、基本的に農業をしたことがあっても、ほとんど素人に近いというような状況の中で、新たな取り組みを始められております。園芸作物というのは、非常に高度な技術を要するというので、かえって負担になっているのではないかと考えているのですが、具体的に、それぞれの法人で、実際、どういう状況なのかということはつかんでおられますか。野菜づくりについては、特定の方に非常に負担がかかっておりますので、そこら辺の配慮というものを、県として今後どういうふうにしていこうとされているのか、お聞きいたします。

○答弁（農業活性化推進課長） 集落法人における園芸作物等の導入につきましては、まだまだ報われない部分がございます。そういうことで、技術対策といたしまして、JAとか県の農業技術指導所などの関係機関で、今後どのように導入を進めていくかという検討をしております、その検討結果を踏まえて、皆さんが最も技術を導入できるような手法で進めていきたいと思っております。

○要望・質疑（高木委員） いずれにいたしましても、これからも集落法人の設立を県として推し進めていかれるということでありますから、経営の安定化に御尽力を賜るようお願いをしておきます。

次に、松林の保全対策についてお尋ねいたします。

空中散布については、平成 19 年度からそれぞれ市町の判断に任せるというように、国の制度が変わったということで、実際問題、全然できていないという状況が

あります。それにかわって、伐倒駆除を推進するということでありましたが、数字によりますと、伐倒駆除もそれほど進んでいない、計画どおりにっていないという状況であります。なぜ、こういう状況になったのかということをお尋ねしたいと思えますし、それから被害につきましても、空中散布をやめたことによるのかどうかというのは、私にはわかりませんが、因果関係があるのかどうかを含めてお尋ねします。ことしは、里は非常に豊作であります。米が過去にないぐらいよくできておりますし、いろいろななりものも非常によかったということで、マツタケは果たしてどうかと、里がいい年にはマツタケは余りよくないという話も聞いておりますが、ことしはマツタケもいいそうです。非常によく出ているということでもあります。里山林が荒れている中でも、そういう状況があるわけですが、松が枯れたら、マツタケは全くならないという状況になってまいります。本県の特産品でもあったマツタケが寂しい状況になっているわけでありまして、是が非でも松くい虫の被害を食い止めなければいけないと思えます。被害が拡大したことに対して、県としてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○答弁（森林保全課長） 委員御指摘のとおり、松くい虫の被害対策につきましては、従来、空中散布を行っていたわけですが、18年度に策定いたしました第3次広島県松くい虫被害対策事業推進計画というもので、こういった予防対策から、伐倒駆除を中心とする駆除対策に重点化を図っているところでございます。このため、19年度の予算につきましては、前年に比べて2倍の伐倒駆除予算を執行しているところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、被害は拡大傾向にございます。

県といたしましては、保安林等の広域的機能の維持や土砂災害等が起りやすい地域において伐倒駆除を重点的に行うとともに、特に松くい虫被害に抵抗性の強い広島スーパーマツを植栽するなどの対策を継続して行いたいと思っております。

さらに、公園や名所旧跡といったところで地上散布、それから樹幹注入などの方法をとっていきたいと考えております。

マツタケについて、これは松くい虫防除ではございませんが、例えば、昨年度、ひろしまの森づくり事業において、松が被害を通り越して枯損した地域などで、マツタケの復活を目指し、スーパーマツの植栽など、里山林の整備をされている等の話もお伺いしております。そういった総合的な取り組みによって、我々としても広島県の松というのは守っていかなければいけないと考えております。

○要望（高木委員） 広島県の青々とした松というのは、本当に素晴らしい景観を保ってきたわけでありまして。山陽自動車道を天皇陛下が通られたときに、松は紅葉するのかとおっしゃったそうではありますが、そんなことはないもので、ぜひ被害防止に全力を挙げていただきたいと思えます。

ただ、空中散布は、もう時代の趨勢でなかなか難しいと思えますが、効果があったことも事実だと思えます。伐倒駆除ということになれば、作業が非常に難しい事業だと思えます。非常に危険を伴うということで、これをふやしていくというのも、

口で言うのは簡単ですが、事業は本当に難しいと思います。ぜひ、この松を守るために、これからもしっかりと対策をとっていただくようお願いをいたしまして終わります。

○質疑（杉西委員） 岩下委員の関連になると思うのですが、食の安全・安心の確保の観点から質問させていただきたいと思います。

主要施策の成果に関する説明書 103 ページの中の項目について質問させていただきます。

今、中国の冷凍ギョーザの問題から始まりまして、けさもニュースでずっとやっておりますが、中国産の冷凍インゲン豆もまた農薬が残っていて、しびれが出て病院に行ったとか、ちょっと前を振り返ればメラミンと、中国産の食品をめぐり、ずっとそういうことで騒いでいるのですが、そういったこともありまして、以前から地産地消という言葉、そういう動きはあったのですが、ここに来て、生産者の顔が見えて安心できる地産地消というものが今、機運として非常に高まっております。そういった意味で、この地産地消をもう一度練り直して、きちんと定着させなければいけないということを、私だけでなく、皆さんが思っているんじゃないかと思っています。

この 103 ページの（１）イの地産地消の推進の中で、予算を 810 万円余つけている食育推進事業、スーパーに地産地消のものを卸すというふうに簡単には聞いているのですが、この事業の内容を詳しく知りたいと思います。それと、事業の成果であるとか、今からどのように行かという方向性、またその課題、そのあたりのことを詳しく教えていただきたいと思っています。

○答弁（農業技術課長） お尋ねのありました量販店において県内産品の常設販売を行うという事業につきましては、「ひろしま菜's」という統一した名前を、店舗展開をしております。

都市部では、通常でしたら市場流通しておりますけれども、市場流通以外で地産地消を進めるということで、一部の産地では広島市内とか福山市内といったような都市部へ独自の店舗を展開していたり、インショップという形で、量販店の 1 コーナーを借りてから販売していたというような例があります。

ただし、産地規模がどうしても小さくなりますので、量が少なかったり、安定的に供給できなかったりといったような課題がありました。

一方で、スーパー側も、食の安全・安心のニーズにこたえようということで県内産品を安定的に供給したいというような要請がありまして、それを県内広く、産地を皆つないでから、大都市の店舗へ市場流通以外でつなげる仕組みとして、今回の「ひろしま菜's」というものを展開しているところです。

店舗は 19 年度に 5 店舗設置しまして、20 年度は 10 店舗計画しておりますが、現在、広島市内を中心に 7 店舗の、合計 12 店舗となっております。販売状況について伺ってみますと、1 店舗当たり月約 60 万円、品目数で言いますと、新鮮な野菜や果物、シイタケなど、約 60 品目ということになります。そして、今後は卵や米

の販売、卵については、10月から予定されているようではありますが、新たに米の販売も進めていくというようなことをお聞きしております。

出荷される生産者は140人で、生産地は広島市内中心ですが、安芸高田市や江田島市といったところからの出荷も増加傾向にありまして、今後は集落法人などから新たな品目を出荷していただくように要請しているところです。現在のところは、キャベツを出荷されております。

評価ですけれども、全体的に好評を得ておりますが、やはり量がどうしても少ないということで、夕方には品切れになってしまうとか、季節的に見れば、冬季は量が少ないといったような状況がございます。このため、先ほどもちょっとお話ししましたように、出荷量を拡大して安定的に出荷できるように、集落法人や全農を通じまして、農協組織の生産部会に安定出荷に向けた働きかけを行っているところです。

○質疑（杉西委員） 少しずつでもそういうふうにして、施策を一步でも前進させてくださっていることに感謝いたします。

今、12店舗のほとんどが広島市内ということで、少しずつ前に進んではいるのですが、やはり食べ物というのは人間の生活の基本でございまして、先ほども申しましたように、安心なもの、安全なもの、だれがつくったのかきちんとわかるものを食べさせたいという機運が非常に高まっております。そうした中で、産直市が道の駅等にもありますが、道の駅以外でも今本当にいろいろなところで産直市ができております。また、道の駅でも、産直市のところだけかつてとは違ったにぎわいがあり、お客さんも非常に多くて、朝行かなければすぐに売り切れてしまうというのが現状でございまして、何回も申しますように、だれがつくったかということが、きちんとわかるもの、安全なものを食べさせたいという機運が非常に高まっていると思うのです。また、原油高のこともあって、遠いところから持ってくれば、やはりそれだけ運賃もかかるわけで、それがまた値段に反映されるということもある。話は飛びますが、大きな目で見ると食料自給率の問題もございまして、今、4割弱という話でございまして、世界情勢の中で、もし食料が入らなかつたら、もう国内しかないわけで、食料自給率も上げていかなくてははいけない。そういうことを全部網羅してみますと、全部が横につながるような話になると思うのです。今、4つか5つの市町が、地場でつくったものを給食に取り入れるということもやっておりますし、今は産直市もたくさんふえているのですが、そういうものの旗振り役として、県が施策的に何か考えてほしいということ予算特別委員会で申し上げたのですが、それから半年以上たっているわけです。地産地消に関しては、各市町においてということでございまして、トータル的な旗振り役として、今から行おうとしている施策的なものを、何かお考えでしょうか。

○答弁（農業技術課長） 現在、「ひろしま菜's」ということを農業団体と一緒に進めております。これを早く定着させて、新たなルートの開拓を通して県内に広

く波及させていきたいと思っております。

○要望（杉西委員） つくる人、買う人、販売する人の3つのトライアングルがうまく回らなければ、生産者だけに幾ら援助しても、買う人が安くて、農薬を使ってもきれいで、見かけがいいものしか買わなかったら、これは成り立たないわけで、その辺の意識改革も要るでしょう。そういう意味では、地域性もあるから、広島県がこの施策を出したからできるというものではない、地産地消が定着しないと難しい問題もあろうかと思えます。ただ、いろいろなところでそういう機運は起きておりますので、皆さんが、もっとやる気になるようなこと、背中を押すような施策を、ぜひ、また考えていただきたいと思えます。予算特別委員会で申したときに、知事からも、県民の食の安全は大事なことから取り組んでいきますという答弁もいただいておりますので、1年先には地産地消について、このことをやっているというような返事をいただけるように、何か考えていただきたいと思えます。

○質疑（安木委員） ひろしまの森づくり県民税についてお伺いしたいと思えます。

平成19年度より、ひろしまの森づくり県民税を財源とした、ひろしまの森づくり事業が始まりました。県民共有財産である森林を環境に貢献する森林として、県民全体で守り育てる事業というふうになっています。主要施策の成果に関する説明書の98ページを見ますと、市町への補助金事業として、人工林対策に約1億9,200万円と先ほど御説明がありました。また、市町への交付金事業として、里山等の対策、間伐材利用対策、うるおいのまちづくり、特認事業と、4つに対して約2億5,100万円となっています。市町での交付金の使われ方については、把握されていると思えますが、このような事業について、どの市町でどの程度の費用で実施したという具体事例を、1つ2つ簡単でいいので御紹介願います。

○答弁（森林保全課長） ひろしまの森づくり事業につきましては、委員御指摘のとおりで、補助金と交付金事業ということで実施しております。

事業実施に当たりますのは、市町が、例えばPTAの会長とか、それからボランティア団体の会長、そういった方々で構成する協議会をつくっております。その中で、それぞれの地域のアイデアを持ち寄っていただいて、いろいろな事業を展開いたしております。

その中で、少し事例を御紹介させていただきますと、例えば広島市では、小学校5年生を対象に、机の天板を杉の間伐材で作製しております。

呉市につきましては、火山地区と桂ヶ浜を一体的に整備するというところで、広島市の子供たちが、東広島の会社の人たちを呼んで森の整備を行っております。

それから、福山市につきましては、団塊の世代を対象にしまして、講習会を行って、その後、里山林の整備を実施しております。

さらに、きょうの新聞にも出ておりましたが、庄原市や安芸高田市につきましては、イノシシ被害が拡大しているために、緩衝地帯として、バッファゾーン整備として里山林を整備しております。

最後に、神石高原町につきましては、高校生を林業地に行かせまして、森林施業対策とはこういうものだという講習を実施しております。

主な事例は、大体そのようなところでございます。

○質疑（安木委員） 先ほど聞きましたら、県が交付金を交付しているのは県内全市町ということで、今各市町での、代表的な事業推進状況をお聞きしましたけれども、県としては、満足のいく状況でしょうか。

○答弁（森林保全課長） 19年度のひろしまの森づくり事業につきましては、一つだけ問題があったと考えております。

それは、事業実施が少しおくれまして、ほとんどの市町で6月補正、9月補正という対応になったために、事業の実施が一部できなかったところがございます、今回の決算でも不用額を出していることにつきまして、残念に思っております。ただし、事業につきましては、初年度としては、先ほど説明しましたように、地域のアイデアに基づいて、皆さんが独自性を持ってやっていただいた、集落が森づくりに本当に取り組まなければいけないという機運が醸成できたことは非常によかったと考えております。

○質疑（安木委員） 説明書の中の今後の課題に触れられたと思いますけれども、手入れ不足の杉・ヒノキの間伐の実施や、住民自治組織などによる里山保全活動などの新たな取り組みがなされたが、本事業が県民に十分に周知されていないことから、さまざまな広報手段で、事業内容の周知と幅広い県民参加につなげるための意識醸成を図る必要性があると書かれております。

ひろしまの森づくりということで、県として夢を持って新たな県民税を集めたわけですので、5年計画を一区切りと聞いておりますが、今後、どのような方法で、幅広い県民参加を喚起していこうとされているのか、簡単に結構ですのでお聞きします。

○答弁（森林保全課長） PRにつきましても、事業を実施する方のPRと、それから貴重な税をいただいているという市民、町民の方へのPRというのが大事だと考えております。昨年につきましては、テレビ、リーフレット、それから広島駅での広告などを実施しました。今年度につきましては、シンポジウムとか、それから森の体験をラジオ等で放送する企画とか、あるいは新聞広告、そういったもので今後ますます県民にPRできるように努力してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（安木委員） ぜひ、よろしく願いいたします。

もう1点、別の質問をさせていただきますが、農商工連携ということについてお尋ねします。

産業として自立できる農林水産業の確立のために、担い手の育成とか、確保も重要ですし、県では先ほどもありました担い手を中心となった力強い農業構造の確立を図るために、農業外企業の農業への参入促進を図っておられます。平成19年度の農業参入実績は6社ということで、この取り組みも、特に仕事量の減少の著しい

建設業などからの農業参入事例もありまして、力を入れていかななくてはならないと思っています。類似の内容の部分もありますけれども、農業外企業の農業への参入という考え方と少し違い、農商工連携ということが言われておりまして、ことしの通常国会で農商工等連携促進法が成立しています。野菜や果物、魚介類といった地域産品を従来のように販売するだけでは経済的な波及効果が薄いということで、地域資源に異業種のノウハウを加味して新たな商品の開発や地域ブランドの創出、生産・流通体制の改善や販路の拡大を促すことで、地域の所得向上や雇用の拡大といった地域経済の活性化への大きな流れにつなげるというのが農商工連携等促進法のねらいだと言われております。

農林水産省と経済産業省が共同で支援するというので、200 億円以上の予算を計上して、地域活性化の切り札ということでこの促進法を位置づけているようです。

県では、このような農商工連携の取り組みは行われているのかどうか、19 年度ということでも結構ですけれども、どうでしょうか。

○答弁（農業活性化推進課長） 今、委員御指摘のとおり、この法律につきましては、ことしの7月に施行されております。委員お尋ねの農商工連携でございますが、19 年度以前から既に地元産の野菜とかお米を給食や弁当の製造に使うといった民間の事例がございます。

○質疑（安木委員） 農商工連携のこの法律ができる前ですけれども、農商工連携の取り組みを行っている農商工連携 88 選というものが公表されています。88 選の一つで、鳥取県で行っている休耕田を利用した高級淡水魚のホンモロコの養殖の取り組みを聞いてみたのですけれども、琵琶湖でかつて多くとれていたホンモロコは、関西の料理店で高級魚として納入されていたということです。これを鳥取大学とか、栽培漁業センターの協力を得て、中山間地域の休耕田を利用して養殖に成功したという話です。琵琶湖ではなくて、休耕田を掘って、水をためてそこで養殖をしている。池を掘るのに土木業の世話になりますけれども、後は高齢の農業者でも養殖ができ、休耕田の活用もでき、一定の収入が得られるということで、平成 19 年で鳥取県下全域に 59 件まで拡大して養殖生産を始めたということでございます。

ホンモロコのつくだ煮も販売するようになったということです。これは農業と建設業と加工業の組み合わせによる、田んぼで育った小さな魚ホンモロコを使った農商工連携ですが、県が支援して、休耕田の有効活用にもなっています。

これは一例で、いろいろな取り組みが考えられると思うのですが、県でも、そういう現場の知恵を出して、ぜひ農商工連携を推進していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○答弁（農業活性化推進課長） 農林水産業と商業、工業との連携につきましては、本格的に進めていくためには、食品関係企業等の多様なニーズに対応いたしました農林水産物の十分な安定供給が重要と考えており、より安定した供給体制を確立するとともに、新たな販路を開拓していく必要があると考えております。

本県ではこうしたニーズにこたえるために、集落法人の育成とか、農業外企業の参入を促進しているところでございまして、農林水産物の生産拡大に現在取り組んでいるところでございます。

今後とも、県内の商工団体とか農業団体などが連携する仕組みづくりを促進いたしますとともに、国の制度の活用によります各事業者の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○要望（安木委員） 促進しようということで取り組んでいっていますので、ぜひ、うまく活用していただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○質疑（天満委員） 先ほどの安木委員の関連でございまして、農業外企業の参入促進ということでお聞きしたいと思います。

平成 19 年度の実績が非常に少ないと思います。どういった PR をされた結果、こういった実績になったのか、私はもう少し実績が上がってもいいと思っているので、その点をお尋ねします。

○答弁（農業活性化推進課長） 委員御指摘の PR でございまして、19 年度におきましては、農業外企業と、また生産者等が一堂に会しまして、そういったセミナー等を 2 回開催しております。そのセミナーには 100 社を超える企業等が会場に来られまして、そういったところと具体的に話を進めておりますが、結果といたしまして、参入が 6 社となったわけでございます。しかしながら、現在も県内の、いわゆる商工会議所とか、そういった民間団体ともセミナー等を継続して開催しておりまして、今後とも、農業外企業の参入を積極的に進めていきたいと考えております。

○質疑（天満委員） 私の地元でも、建設業者などの不景気な声を非常によく聞きます。そういったあたりで、農業外企業の参入ということを知っていますかという話をするのですが、とにかくハードルが高いので、なかなかそのところに持っていけないという話をされます。その辺はどのような回答をされたのか、そしてまた、どのように方向づけられたのか、お伺いします。

○答弁（農業活性化推進課長） 農業外企業の参入につきましては、以前は農業者が地元農業者と農業生産法人をつくる必要がございました。平成 17 年 9 月には法律が改正されまして、リース方式で企業が農地を利用することができるようになりましたが、やはり農業外企業が農業参入するに当たりましては、まとまった農地が必要でございまして、農地をどのように企業にあっせんしていくかということで、市町の農業委員会等もまとまった農地の確保に努力しているところでございます。

そういった農地の問題もございまして、片や、参入されまして、農作物を生産する技術の獲得とか、また地域での従業員の雇用といった問題もございまして、一つずつ市町、関係団体等と連携をとりまして、参入を進めているところでございます。

○質疑（天満委員） 実際に、私の地元に行きますと、まだまだ法人の取り組みがおくれているわけです。しかし、不景気な業者からの意見も参考にして、参入条件も、

少し下げられれば、まだまだ道は開けてくるのではないかと思います。平成 18 年度の実績は 12 社、そして 19 年度は 6 社が参入しておりますが、もう少し私は伸びる可能性があると思います。その辺は各市町にどのような方法で、県が責任を持ってバックアップといったことができたのかをお伺いします。

- 答弁（農業活性化推進課長） 今年度に入りまして、全市町に出向きまして農業参入の、いわゆる市町での取り組みについて説明を行うとともに、いろいろな情報を共有しようということで、情報の共有化を図っているところでございます。

また、一方では、県内のたくさんの企業に対して、どういった情報が欲しいかについてもアンケートを行い、取りまとめているところでございます。やはり、先ほど申しましたように、いろいろな課題をそれぞれの企業が持っておりますので、一つ一つ、その課題に対して具体的な対応をしていきたいと考えております。

- 要望・質疑（天満委員） その辺はいろいろと市町と連携をとられて進めていただきたいと思います。

そして、もう 1 点でございますけれども、これも安木委員の関連でございますが、ひろしまの森づくり県民税の問題でございます。個人では年 500 円の徴収ということで、最初は 9 億 1,000 万円ということでございましたが、その割り振りについては、それぞれの市町によって違うでしょうけれども、面積割合ということで取り組んでおられるのか、それとも人口割合となっているのか、その辺の考え方をお聞きします。

- 答弁（森林保全課長） 森づくりの補助事業と交付金については、先ほども申しましたように、二種類ありまして、補助金の方は、市町からの申請に基づいて杉・ヒノキの人工林の間伐を実施いたしております。

交付金につきましては、ほぼ森林面積割合で配分させていただいております。ただし、人口等も若干加味して、特に安芸郡、府中とか海田といったところは極めて森林面積が少ないので、そういったところは、やはり最低の基準額というものを設けて交付させていただいております。

- 質疑（天満委員） 私の地元は、恐らく 2,000 万円ぐらい、それを使われているようでございますが、どこをやっているのかわからないのです。今、大きな森林が荒廃しておりますが、そこに取り組んでいる体制がまだ見えてこないのです。とにかく山にだれも行かなくなったということを、県としても認識はされていると思いますが、その辺をどんどん山の問題として出していくのであれば、今の県民税をもう少し上げるとか、何か新しい方法を出していくとかしないと、同じような方法で県が取り組むということでは、光のある部分がなかなか見えてこないという感じがするのですが、その辺はどのようにお考えですか。

- 答弁（森林保全課長） 三原市につきましては、当初、額も少ないということで、PR 効果の高い、三原久井インター付近の里山林の整備をさせていただいております。これにつきましては、我々がインターを通ったときに、よくわかりましたので、か

なりPR効果が高いのではないかと考えております。

それと、森づくり事業につきましては、人工林の場合は14万ヘクタールのうち、手入れのなされていない5万ヘクタールを整備することを目的に、今回の取り組みを実施しておりますが、里山林につきましては、全体で35万ヘクタールございまして、これを全部県民税で実施するという事は不可能でございます。基本的には、市町の協議会でいろいろ協議していただいておりますが、やはり皆さん、目立つところ、危険なところ、公共施設の周辺とか、そういったところの里山を整備するようにしております。我々も、そういった指導をさせていただいております。例えば、過去に土砂災害があった里山林とか、集落で災害の起きやすい周辺とか、そういったところを今の森づくり事業で重点的にやるようにいたしております。

今のところ、こういった取り組みが一つのきっかけとなって、ボランティア団体なり、集落なり、そういった方々が手を携えて残った森を整備していただくということで、森づくりというのは一つのきっかけで、進めていきたいと考えております。

○質疑（天満委員） これも、どんどん進めていかなければいけないというのはわかっておりながら、実際にその効果、いわゆる利益、果実というものが無いので、なかなかそこまで行けないというのが現状でございます。今、かなり大きな会社あたりがボランティア制度で入っておられますが、そういったところがかかなりあるのであれば、もうずっと任せます、どうぞ自由に使ってくださいというような契約をして、その辺一体の森林整備をするというような方法を、これから進めていくのか、聞かせていただけますか。

○答弁（森林保全課長） 人工林の中には、先ほどお話しさせていただきましたように、14万ヘクタールの杉・ヒノキの人工林がございます。このうち、森づくり事業で実施しているのは、全く手入れのされていない人工林を対象にしております。

一方、手入れのなされている人工林につきましては、境がわからなくて、もう大変で、所有者も山の中に入らない状況が続いておりますので、それが施業対策として、低コスト林業団地というものをつくりまして、おおむね50ヘクタール、100ヘクタールを単位に森林組合に長期受委託をさせていただいて、その中で、もうかる林業を行っております。

そして、先ほどお話ししましたように、手入れのされていない森林についてですが、やはりこちらにも境界等が非常にわかりにくくなっております。今は、そういった市町の方からもいろいろ要望が上がってきておりますので、いかにして、森林の境界を明確にするかにつきましては、今後検討させていただくことにしております。

そういったことで、全体として、広島県の森林が整備されていくように、これからも努力してまいりたいと思っております。

○質疑（門田委員） 先ほど局長の方から説明がありましたが、その中で、言葉じりとらえるわけではないのですけれども、繰り越しの縮減がさらにできるように努力したいという旨の発言があったと思います。実は、私はその部分がちょっと気になる

るので、最初に質問したいのですが、この決算特別委員会で決算審査を行い、承認されれば、それはそれでめでたしめでたしかもしれませんが、しかし、この決算でいろいろ審議をされること、あるいは課題等が見つかった場合に、それが次の予算編成に十分に生かされる、ある意味では、決算審議から予算審議に移行するという考え方が基本になっております。そうしますと、先ほどの繰越額の縮減、それはそれとして、繰り越しの中身をやはりきちんと、例えば、事務事業の見直しとか、いろいろやりましたが、本当に不用だったというものと、そうではない、その他の特別な事情で繰り越される、これはこれでやむを得ないわけですが、そういう仕分けというか、区分があってもいいという気がしているのですが、いかがですか。

○答弁（農林水産局長） 委員御指摘の決算のあり方については、以前も議論がされているところでございまして、それについては私どもも承知をしているつもりでございます。

また、繰り越しにつきましては、先ほど私が申し上げました縮減に努めますという意味は、今、委員御指摘のものも含めて、その中でも精査した上で縮減に努めていくということで、考えております。

○質疑（門田委員） それは確認させていただいたので、それで結構でございます。

それでは質問に入りますが、県として、県民福祉の向上という大きなテーマがあるわけですが、農業者、漁業者、あるいは林業者に対して今後のことを考えながら、施策を打っていくときに、県独自ではなかなかできないということがあります。それに関しては、実施主体という言葉が使われますが、これからますます行政改革等も進んでいく中で、市町、農協、漁協、あるいは森林組合などと県との連携が大変重要になってくるという気がしています。そうしますと、総括的な言い方ですけれども、基本的に各市町はもちろんのこと、各団体との連携がどのように変化しているのか。県としては、そこらにしっかりしてもらわないといけないというふうに思っておりますが、その点はいかがですか。

○答弁（総務管理部長） ただいまの御質問でございますけれども、地域で農業をするなり、漁業、林業をしていく中で、県だけでできること、それから市町等が主体になってやること、あるいは各種団体、農協とか漁協、森林組合、そういったものの連携の話だと思います。

現在、地域の福祉向上となれば、当然、県とか市町の行政主体だけで取り組むというのは限界がございます。我々の場合は、特に農林水産業の振興ということを担当しているわけでございますけれども、その中では、各団体の方と連携し、やっておりますので、厳しい財政状況の中で、行政の役割、いわゆる主体の方の農林水産業について地域の方等にも担っていただく部分が多くなってきていると思っております。

現在、県の方では、広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画というものをつくりまして、平成 18 年からスタートしておりますけれども、例えば農業で申し上げますと地域戦略組織というものをつくりまして、それが現在 18 ほど設置され

ております。そこには市町、農業団体、そういったような方、それから生産者、後期高齢者の方も入っていただいて、地域の農業をどうしていくのかというビジョン・計画をしていただいて、地域で取り組んでいくことについて、行政が支援をしていくという仕組みをつくっております。

現在、その取り組みが進んでおりますけれども、現実で言うと、まだ我々が考えているような取り組みになっていない部分もありますので、地域が主体となった取り組みがさらに進むように、引き続き県としても努力していきたいと考えております。

○質疑（門田委員） 支援という言葉を使いましたが、例えば県の農協とか漁協とか森林組合に対する権力行為としての指導というものは基本的にはないのですか。

○答弁（団体検査課長） 漁協、農協、森林組合とも監督権者は県でございます。許認可権等を持っておりまして、いろいろ指導しております。

○質疑（門田委員） 農協を中心に、いろいろ過去を振り返ってみますと、また最近では森林組合でもありましたが、不祥事というものがなかなか根絶しないです。その理由の一つに、今おっしゃったような権限があるとしても、限界があるという感じもするのですが、その限界はどこなのか。

○答弁（団体検査課長） 限界というのは、難しいのですけれども、それぞれ森林組合、それから漁協、農協も自治組織でございまして、内部管理体制をみずから築き上げていくということが大事です。要は、理事会等が正常に行われて、きちんと内部管理ができるというのが組合員の信頼を得る組織でございまして、総会等で組合員に業務報告をするという形をとっております。ですから、我々が検査で主眼にしておりますのは、内部管理体制、要は企業統治という形をしっかりとすることでございまして、もし不正が出た場合について、これをほうっておくと、組合員の不安をあおるといったことでありますので、我々は業務改善命令というのを発して、中身の改善については組合員への説明、それから理解を得るように指導していくことです。

○質疑（門田委員） 現実には、そのような命令をお出しになるということもあるわけですが、私の思いとしてあるのは、団体検査課の必要性、重要性についてです。平時における指導といったものをもっと充実させるときが来ているのではないかという気がしているのです。全体のスリム化はともかくとして、その部分の重要性がますます大きくなっていると思っているのですが、その辺はいかがですか。

○答弁（団体検査課長） 農協にしても、2兆3,000億円の貯金を預かっております。漁協にしても、漁業者の漁業権の管理をしている、森林組合についても、組合員の森林の管理をしているというように、大変重要な仕事をしております。ですから、我々も常に危機意識を持って、何かあってはいけないということで、常にいろいろな情報を得ながら、不測の事態に備えるということもしております。

専門的な知識も要るわけですがけれども、そうやって頑張っているというのが現実

でございます。

○質疑（門田委員） 今のこととは違う質問になるのですが、県の職員の採用に関して、農林水産局の各分野での最近の採用あるいは募集の数字はどうなっているのか。

○答弁（農林水産総務課長） この質問については、農林水産関係の専門職種についての採用の状況ということだと思います。それで、農林水産関係の専門職種、一応申し上げますと、6つの職種がございまして、すべてが農林水産局に配属ではなくて、当然、試験研究等の他部局にも配属になりますので、それを前提にお答え申し上げます。

平成19年度それから20年度で申し上げますと、19年度で採用している職員ですが、農業職で1名、それから畜産一般職で2名、農業土木職で1名、林業職で1名、水産職で1名、獣医職で2名という配置になっております。

20年度でございますけれども、農業職、畜産一般職、農業土木職、林業職でそれぞれ1名ずつ、それから事務職で1名という形になっております。

○質疑（門田委員） 募集人員もそうですか。

○答弁（農林水産総務課長） 人数には差がございましてけれども、募集人員そのものは、例えば1名とか2名というときには若干名という形で募集をいたしております。

○質疑（門田委員） 今、数字をおっしゃっていただいたのですが、その中で、私が一つ気になるのは、1名という採用です。例えば、農業土木職もそうですけれども、農業土木の仕事というのは何かと考えたときに、もちろんいろいろあるでしょうが、専門職という言い方をしたとき、圃場整備とか、そういうことが中心ではないかという気がします。圃場整備は、現在85%とか90%はされているというふうに考えたときに、農業土木という言い方で、今後も1名ずつ採用し続けるのかどうか、どうも私としては、そこら辺の合点がいかないのですが、そういう疑問というのは間違っているのですか。

○答弁（農林水産総務課長） 今、一つの例として農業土木職ということがございましたので、ちょっと申し上げたいと思いますが、本県が農業構造改革をやっていくのにも、ソフト面とハード面両方でやっつけようということございまして、そういう意味では、生産基盤であります圃場整備を含めた農業整備事業という部分で今後取り組んでいくわけでございます。

先ほど委員がおっしゃいましたが、圃場整備などの事業を行う場合につきましては、農業水利とか土壌といった、農業土木の分野の知識がやはり必要になると思います。そういう意味では、我々といしましては、そうした知識を身につけた人材を確保することが必要だと思っております。もちろん、言うまでもないのですが、県の体制とか組織ということにつきましては、十分時代の要請に基づきまして、不断の見直しも必要であると思っておりますので、そういう意味でも、今後とも効率的な組織、そしてよりよい人材確保というものに努めてまいりたいと思っております。

おります。

○意見（門田委員）　そういうことだと理解はいたしますが、そうは言いながら、知事部局全体を考えたときに、例えば一般土木という分野もあるわけです。そういう一般土木で採用された若い人たちが、必要性があれば、人事異動により農業土木を勉強されてもいいと思います。そういう意味で、初めから専門職として採用しなくてはならないのかということは、私も十分にはわかりませんが、最終的には総務局の人事課の方で決めるのでしょうけれども、農林水産局としては、当然必要としておられる。そのような中で、今、必要性の説明はいただいたように理解はいたしますが、何かまた別な方法があるのではないかという気もしております。

○質疑（砂原委員）　最初に、ひろしまの森づくり事業についてお伺いします。

この事業は、平成19年度の重点施策の一つとして、予算編成のとき取り上げて、活力づくりの新展開施策ということで、5億8,900万円予算計上したわけですが、この事業の最終予算額と、それから決算額をまず教えてほしいのです。

○答弁（森林保全課長）　最終の予算額が12億900万円余、最終の決算額は、10億8,100万円余となっております。

○質疑（砂原委員）　19年度当初予算額5億8,900万円と最終予算額12億900万円、この数字の乖離の中身は何でしょうか。

○答弁（森林保全課長）　この森づくり事業につきましては、まず基金を造成してございまして、基金へ積み立てる予算額と事業を執行するための予算額、この2つを加えたものを決算上、予算計上することとなっております。

ただし、一つございますのが、当初予算のときには、その基金へ積み立てる予算額を計上しておりませんでした。この理由についてでございますが、まず1つ目といたしまして、前年、法人税の課税額が20万円以上の企業の動向が不透明であったこと、それから2つ目に、65歳以上の非課税措置の段階的な廃止等に伴います納税者数の動向が当初予算のときに不透明だったということがございまして、ある程度枠が確定した段階、最終補正で予算計上させていただくということにさせていただいたために、こういった差ができたということになっております。

○質疑（砂原委員）　そういうことになると、本当の事業執行額というのは、幾らになるのですか。

○答弁（森林保全課長）　先ほども少しお話ししましたが、12億900万円余りが予算現額で、決算額が10億8,100万円余、それで、不用額が1億2,800万円余ということになります。

○質疑（砂原委員）　実際の事業執行額はその金額ではなくて、基金がダブル計上になっているから、そういう10億という数字が出てくると思うのですが、何が言いたいかというと、この主要施策の成果に関する説明書が、非常にわかりにくいということです。本当の数字がどれかわからない。多分、これは98ページの4億5,100万円が実際の執行額ではないかと思うのですけれども、それは合っていますか。

○答弁（森林保全課長） この額が最終的な事業執行額でございます。

○意見・質疑（砂原委員） 基金を積んで、そこからまた出して、二重に事業を実施したような形をとっているため、森林事業だけで 10 億円もやっているように我々議員は感じるわけです。このような、実態から乖離した資料をつくられても、非常に納得ができないし、理解できない。だから、質問の論点にもならないのです。執行部は、この資料の作り方を、もう 1 回よく考えてほしいと思います。

それで、今もちょっと言われましたけれども、19 年度で不用額が 1 億 2,800 万円、普通会計歳入歳出決算審査資料の 45 ページに 1 億 2,875 万 9,629 円と書いてあります。これだけ不用額が出たということは、わかりましたけれども、この 1 億 2,000 万円という大きな不用額が出た理由について、この 45 ページには見込み違いだったというふうに書いてある。それで、主要施策の成果に関する説明書の 99 ページを見ると、下から 2 行目のところに、県民に十分周知されていなかったと書いてあるのですけれども、実際に、不用額が生じた理由を教えてください。

○答弁（森林保全課長） まず、この不用額につきましては、23 市町すべてで交付金、補助金事業をやっておりますが、一部で事業が執行できなかった部分が 8,800 万円、それから税収の決算見込みで変動があったものが約 4,000 万円ということで、あと、それから効率的な事務執行によって、縮減効果があった額として約 100 万円ですが、それで 1 億 2,800 万円余の不用額が出ております。

○質疑（砂原委員） この不用額はどのように処理をされるのでしょうか。

○答弁（森林保全課長） 不用額につきましては、すべて 20 年度の基金の方に積み増しいたしまして、今年度事業ですべて実施することといたしております。

○質疑（砂原委員） 一昨年総務委員会でいろいろな意見が出ました。そのときにも、話したのですけれども、このひろしまの森づくり県民税は環境保全を大きな目的として導入したということでありまして、そうなってくると、逆に林業対策における森林整備、それとこの森づくり事業による森林整備、この両方の見地からこういう間伐などをやっていくということは非常に大事であると感じるわけです。

両者の均衡のとれた森林整備を推進していくために、今後どういうふうに進めていこうと考えているのか、その辺のところをお聞かせください。

○答弁（森林保全課長） すみません、その前にちょっと訂正させていただきます。

先ほど、20 年度の基金に積み立てる部分は、4,000 万円を除く 8,800 万円を基金に積み足して、今年度ですべて実施するというところでございます。税収減につきましては、もともと入ってきていないものですから、新たな、20 年度の基金に積み増す部分は事業執行によって残った 8,800 万円分が基金の方に積み立てられるということになります。

それで、今の御質問ですが、県内の杉・ヒノキの人工林が 14 万ヘクタール、これが地球温暖化防止とか、いろいろな面でお話が出ている部分だろうと認識しております。最も喫緊な課題は、今ある人工林の管理・整備を今後どうするかということ

とになってくると思っています。それがすなわち、環境保全につながってくると考えております。

県としては、現在手入れされている8万ヘクタールの森林がございますが、これにつきましては、施業対策として、森林所有者にお金が返るような対策を今後とも続けていきたいと考えております。

それから、手入れされていない森林につきましては、今、森づくり事業を実施しております。ただし、その森づくり事業だけで手入れされていない森林すべてを実施することは難しいと考えておまして、先ほど申しましたように、これを一つのきっかけとして、1人でも多くの森林所有者が森林の方に目を向けてもらえる、そういう取り組みをしていきたいと考えております。

PRにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、森林所有者に対するPRと、それから一般県民に対するPRにつきましても、集中的に今後進めていきたいと考えております。

○質疑（砂原委員） それは5年間の事業ということで実施されたわけですが、産業廃棄物埋立税みたいに、5年たったらすみませんというような話にはならないと信じておりますが、その辺は大丈夫ですか。

○答弁（林業課長） 昨年、そういったことで不用額が出たということ農林水産局としても十分反省をいたしております。20年度につきましては、一例として、各市町を1カ月に1回、進行管理していくとか、そういったことを通じまして、県民の皆様からいただいた税金が広島県の森林整備に使われるように、それも全額使われるように今後ともしっかりとした進行管理を行って、広島県の森づくりをきちんと進めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（砂原委員） 税金を県民の皆さんからいただいているわけですから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それで、それに関連して、平成19年12月の本会議の質問の中で、中国5県での森林保全に取り組んでみてはいかがかという質問が出ております。それに対して、知事の答弁が、ちょっと後ろ向きなものです。知事の答弁は、「森林の公益的機能の及ぶ範囲は県域を超えた広域的なものであり、森林の整備を目的とした新税は、本来、全国的な制度として導入されるべきものと考えております。しかしながら、国の動向も依然として不透明であることなどから、本県独自に新たな税を活用した事業に本年度から取り組むことといたしております。」というふうに書いてあります。これを読んだら、せっかく中国5県全部が税を集めているわけですから、中国5県でもっと連携して、広域的な事業を展開するようなことを行ったらいかがかと思うのですが、再度この質問をしたいと思っております。

○答弁（森林保全課長） 中国5県の取り組みについてでございますが、委員御指摘のとおり、森林の機能というのは、広島県だけで完結するものではございません。水も他県に流れております。広島県としても最後にこの税を導入したという経緯もあ

りまして、現在でもいろいろな県と情報交換をしっかりとやっております。

その例として、岡山県が本年度をもって1期目の森づくりが終了することになっております。ここもこれまでずっと、台風の風倒木処理を中心に森づくりをやっていたわけですが、今後はやはり市町村を主体とした事業を実施するという一方で、広島県からも情報をという話がいろいろ来ております。こうした形で、各県が、広島県と似たような、広島県は遅い分、自慢ではないのですけれども、割と、先進的な取り組みをやっていると全国からもお話が出ておりますし、そういったことを考えましても、いろいろな情報を広島県としても注視するとともに、その交換や協議を行いながら取り組めるものは今後検討してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（砂原委員）　こういう地方税制度というのは、行政が県民に行う最大の過料でありますので、本当に有効的に使っていただくということと、それから当初の約束どおり、きちんとけじめをつけるということを真剣に考えていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、集落法人育成加速化支援事業について伺います。

この事業も元気挑戦プランということで、重点施策の一つとして取り上げられております。新産業創造施策として、6億8,400万円、当初予算計上されております。

さっきと同じように、この事業の最終予算額と決算額をまず教えてください。

○答弁（農業活性化推進課長）　最終予算額は、2月補正後、1億5,042万5,000円となっております。決算額は1億4,287万5,000円となっております。

○質疑（砂原委員）　元気挑戦プランということで、鳴り物入りで6億8,000万円を当初予算計上しておりましたが、ふたをあけてみれば、決算は1億円ちょっとということで、これはどういう理由ですか。

○答弁（農業活性化推進課長）　集落法人の設立につきましては、それぞれの農業集落が約2,400ございますが、圃場整備とか担い手の状況をもう一回全部調べまして、その中で集落法人化の検討が必要と考えられる集落を約800地区選定してございます。そのうち、19年度から20年度にかけてまして集落法人を目指そうとする集落が約200ございまして、この中の約半分の100集落を19年度の設定目標ということで予算化したところでございます。

○質疑（砂原委員）　ちょっと視点を変えて、この事業は国庫補助事業を活用したものです。約5億円の差額があるわけですが、一般財源ベースでこれは幾ら減額されましたか。

○答弁（農業活性化推進課長）　約5,800万円を減額補正いたしております。

○質疑（砂原委員）　減額したということは、積み立ての方へ持っていったということですか。

○答弁（農林水産総務課長）　一般財源ベースで、約5,800万円の減額補正をしておりますが、これは県全体の財政の中で、最終的には基金に積み立てます。

○要望・質疑（砂原委員）　なぜこのようなことを聞くかということ、19年度の予算編成

のときも非常に財政が厳しい、それで集中と選択をして予算編成しなければいけない、いろいろなものを削らせてほしいということで、その中で選んだ重点項目です。それが当初は 100 法人ぐらいを考えておられたと思うけれども、実質、85 ページを見たら 26 法人しかできなかったということです。100 ぐらいつくりたいという意気込みはわかるけれども、これをもっと精査していたら、この差額がほかの予算編成に回せた可能性があるわけです。せつかく予算を組んで、実際には 1 億円しかやりませんでした。決算を見ていたら何事だと感じてしまうわけです。だから、今後はこういうことのないように、当初予算をもっと精査して、予算編成に当たってほしいということを強く要望しておきます。

それと、この集落法人の設立を加速させるために、20 年度以降、どういうふうにやろうと考えているのか、教えてください。

- 答弁（農業活性化推進課長） 集落法人の設立が進まなかった原因といたしましては、農業者の農地に対します執着、それから、新たな取り組みに対する不安というものが大きくあったと思っております。

また、その中でも、特に集落のリーダーとかサブリーダーの方々はこの集落法人設立の意義を十分感じて理解しておられたと思いますが、集落全員の同意が得られなかったことによりまして、設立がおくれていると考えております。

このため、今後は市町や農業団体が中心となって組織しております地域農業戦略組織、こういったところにおきまして、それぞれの地域の農業の将来ビジョンを描いていただきまして、その実現に向けた取り組みを進める中で市町、農業団体と連携を一層密にいたしまして、集落法人化に対する農業者の理解の促進と不安の解消を図りまして、今後、集落法人が確実に設立されるよう進めていきたいと考えております。

- 要望（砂原委員） 今のお話を伺ったら、なかなか難しいということがよくわかったのですけれども、平成 20 年度もしっかり予算を組んでいるわけですから、この組んだ予算をきちんと使い切るということを切に要望して終わります。

- 要望・質疑（蒲原委員） 門田委員から、県が監督・指導の権限を持っている団体の指導を強化してほしいとありましたが、私も同感です。しかし、団体検査課長の話聞いていたら、これは期待できないと、それではなれ合いだと、そういう気持ちがあったから、質問する予定はなかったのですが、あえて申し上げます。

決算特別委員会のために、資料を集めておいたわけではないのですが、ある数年間の事業報告書を 2 カ月程前に取り寄せて調べたのです。漁業協同組合は今県内で 84 あるのです。海が 61、内水面が 23 です。これを見たら、もういいかげんなことをやっているのは、明々白々です、逐一言っていたら時間がない。中でも私が一番心配したのは、指導事業雑収入というものがあるって、1 年間に 1 億 6,200 万円余りの雑収入、企業からお金をもらうのです。いろいろな企業がありますがけれども、例えば、公共事業を行う場合でもお金を出すようになっています。自発的に持ってい

くのか、お金を出せとおっしゃるのか、そのあたりはわかりませんが、相当なウエートを占めている。ある企業は、1年間に、1億6,000万円余りの収入の中で、9,000万円ぐらいのお金を定期的に出している。また、公共事業を行う地方自治体も内水面の組合に水を汚すということで、恐らく払っているのです。いろいろ調べたら、いろいろなことをやっているが、言っていたら時間がないので言いませんけれども、もっとしっかり指導して、きちんとやらなければいけない。20年度からいわゆる漁業協同組合の法律が改正されて、毎年きちんと報告書を出さないといけなくなった。今まで出さなくてもよかったのだから、これほどいいことはない。いいかげんなことをやっているに違いないというのは、これを見たら、大体想像がつくのです。

国の事故米に関する記事にもありましたが、企業に立入検査して、何も見つからなかったというのと同じように、あなたたちも、もっと本気でそういう指導をしなかったら、漁業協同組合も合併をどんどん指導しているが、全然進まないではないですか。これはどういうことが原因かわかりませんが、そういうことも含めて、団体の指導についてはもっと思い切りやらなかったら、大変なことになるという思いがしています。答弁はいいですから、局長はしっかり肝に銘じて、それをやってもらいたいということを申し上げておきます。

それから、この農林水産局の審査で、食料自給率のことを一言も言わなかったら、やはり恥ずかしいと思うので、あえて、食料自給率について申し上げておきます。

主要施策の成果に関する説明書を見ても、穀物が世界的に不足をして、国によってはどんどん穀物の価格が上がって、国の中で暴動が起きるのではないかと、そういう状況の中で人口もふえている。しかも、食料というのは戦略物資です。安全保障と自国の食料自給率を上げるというのは、一体のものでありますから、安全保障と食料を確保することが国の一番大きな施策でないといけなと思います。ところが、オーストラリアとの貿易自由化交渉などを見たら、むしろ関税をどんどん下げるといって、一説には、関税がどんどん下がり、もし関税を完全に取ったら、日本の食料自給率は12%台に下がるという危機感まで指摘されているわけです。オーストラリアだけではなく、アメリカも一生懸命、日本に対して貿易自由化をしようとしている。農作物の自由化をどんどん進めるといって、まさに食料自給率の向上と相反する方向に行っているわけです。

国は、平成25年まで、あと5年ぐらいの間に食料自給率を45%まで上げますと、8月の発表では約40%になっていますけれども、そういうことを言っていますが、47都道府県、市町村が頑張らないと、国がやるわけではないのです。要するに、食料自給率の向上というのは、それぞれの自治体が頑張っていかなければいけないのですが、どうもそこらが見えない。投げ出しているのか、それともなるようになれと思っているのかわかりませんが、いろいろな施策はすべて食料自給率を上げるためにやっている施策だと思うのです。そのあたりの農林水産局の熱意が感じら

れないと思うので、そのあたりをひとつ、時間がありませんから、簡単に答弁してください。

○答弁（農林水産局長） 委員御指摘のように、食料自給率の向上というのは、私ども農林水産行政にかかわる者の大きな使命であると思っております。

ただ、一言申し上げておきたいのは、今、指標として使われております、いわゆる国の食料自給率はカロリーベースで換算するものでございまして、そうなる、どうしても、米といった穀物類が中心になってまいりますけれども、残念ながら、本県の今の農業の現状を見ますと、やはり土地が狭いので、カロリーベースでの食料自給率の向上というのはなかなか現実的には難しいと思っております。

これまでの答弁の中でも申し上げましたように、集落法人の育成、そして経営の高度化の中で取り組んでおりますのが園芸作物の導入であったり、あるいは畜産の導入であったりするわけでございますので、そういった取り組みを通じまして、本県での農業の生産率を高めていく、そして本県で生産されたものを県民の皆さんに食べていただく、このために、我々が一丸となって、農業施策、水産業施策を推進していかなければならないと思っております。

(4) 閉会 午後0時30分